

○久喜市国民健康保険条例（抜粋）

平成22年3月23日
条例第142号

第2章 国民健康保険運営協議会

（国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第2条 国民健康保険運営協議会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条第2項に規定する国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 5人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人
- (3) 公益を代表する委員 5人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3人

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○久喜市国民健康保険に関する規則（抜粋）

平成22年3月23日
規則第126号

（所掌事項）

第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事項
- (2) 国民健康保険税の賦課方法に関する事項
- (3) 保険給付の種類及び内容の変更に関する事項
- (4) 保健事業の実施大綱の策定に関する事項
- (5) その他国民健康保険事業の運営上重要なものと認められる事項

(会長及び副会長)

第3条 協議会に、会長1人、副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、公益を代表する委員のうちから全委員の選挙によって選出、選任されるものとする。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

- 2 協議会の招集は、会議の日の3日前までに、会議の内容、日時及び場所等を明示した書面を各委員に送付して行うものとする。

(議事)

第5条 協議会の議事は、委員の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 2 協議会に出席することのできない委員は、あらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について書面により協議会の議事に加わることができる。
- 3 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる委員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第6条 会長は、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載しなければならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民部国民健康保険課において処理する。

(委任)

第8条 第3条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。